

県民意見等に対する対応案について

5 課題及び対応の方向性

番号	頁	意見内容	対応案
1	p 9	実地確認を「不要」とするといった表現は、排出事業者が何も確認を実施してくてもよいと認識してしまうため、別の表現にした方がよいと考える。	現在の運用及び対応の方向性では、「実地」による確認を不要としているのみであり、確認自体を不要としているわけではありません。 この部分をわかりやすくするため、「実地による確認を省略することが可能である」等、表現を修正しました。
2	p 9	PCBの安定器などは、国により処理委託先が決められているため、PCBの処理業者は、実地による確認の義務の対象から外すべきと思う。	高濃度PCB廃棄物については、国が策定したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に基づき中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）が処分することが、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）で定められているため、中間貯蔵・環境安全事業株式会社については、実地による確認を省略できる対象として追加しました。
3	p 10	平成29年3月21日環境省発出の通知について、「規制権限の及ばない（省略）これらの判断を第三者に委ねるべきではないとあります。（第三者の排除が通知の趣旨と考えます。）幅広く解釈されるおそれのある「第三者」という文言は削除してほしい。	当該通知の第三者は、処理業者との間の委託契約に際して、処理委託の根幹的内容を排出事業者に代わり行う者のことである。 一方、中間とりまとめの第三者は、自らが実地に調査することが困難な中小企業や個人事業主等に代わり実地確認を行う、親子会社や、同業の排出者で構成する団体などの者のことである。 「第三者」の対象の違いがわかるよう、表現を一部修正しました。
4	p 10	多量排出事業者であっても第三者による確認を許容することが必要である。	第三者による確認が許容されている現在の取扱いについて、正確に記載しました。